

バッテリー購入仕様書

(目的)

第 1 条 本仕様書は、当局営業所在籍車両（上平間、井田を除く）のバッテリー購入時に適用する。

(銘柄の選定)

第 2 条 ジーエス・ユアサ、古河、エナジーウィズ、パナソニックの各社製品より選定する。

(購入品規格)

第 3 条 納入品は、次の条件を満たすこと。

1 納入品の構造、形状、寸法は J I S 5 3 0 1 を満たすこと。

J I S 形式 2 1 0 H 5 2 (同等品以上) 寸法違いは認めない。

〃 1 5 5 G 5 1 〃 〃

〃 7 5 D 2 3 R 〃 〃

〃 5 5 B 2 4 L 〃 〃

〃 5 5 B 2 4 R 〃 〃

2 液口栓はふた部分より突出した型式のものとする。

3 電そうは乳白色等、外見で液量の確認ができる型式のものとする。

(納入時の状態)

第 4 条 納入品は、次の条件を満たすこと。

1 充電品（20℃における電解液比重が 1.280 を目安とする。）

2 外観は破損、ひび割れ、変形などがない新品とする。

3 在庫品ではない証明としてメーカーの出荷伝票を添付すること。

(納入期限)

第 5 条 納入は、当該営業所整備係より注文のあった日を含め 7 日以内とする。（ただし、7 日目が土曜、日曜、国民の休日と重なる場合その翌日）

(納入)

第 6 条

1 納入日及び、時間に関し当該営業所整備係と調整を図ること。

2 納入に際しては、担当職員に納品書番号、納品日、納品先、品名、数量、単価、金額、バッテリー製造番号を明記した社印入りの納品書にメーカーからの出荷伝票（写しでも可）を添付したものを 2 部提出し、納入検査を受けること。

(使用済みバッテリー)

第 7 条

1 使用済みバッテリーは、納入した同等数を引取ること。ただし、型式は同型式又は同等品とする。

2 引取りに際しては、当該営業所整備係と日程の調整を図ること。引取り時は、引取り書番号、引取り日、引取り先、品名、型式及び数量を明記した社印入りの引取り書を 2 部提出し、担当職員立会いのもと引取ること。

3 引取ったバッテリーは、リサイクルシステム等による、適正な処理を確実に行うこと。

(費用負担)

第 8 条 納入に要する費用は、納入業者の負担とする。また、納入検査完了までの事故についても同様とする。

(疑義の決定)

第 9 条 本仕様書によるも疑義が生じた場合には、直ちに運輸課車両係と協議し当局の裁定に従うものとする。

(履行期間)

第 10 条 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

バッテリー購入単価・予定数量

品名	容量	単位	単価	予定数量
鉛バッテリー	2 1 0 H 5 2	個	円	3 4 個
〃	1 5 5 G 5 1	個	円	2 8 個
〃	7 5 D 2 3 R	個	円	3 4 個
〃	5 5 B 2 4 L	個	円	2 個
〃	5 5 B 2 4 R	個	円	2 個

※ 予定数量は、あくまでも予定の数量であり、これを保証する数量ではない。

(注) バッテリーの容量については、メーカー表示方法により呼び名が違ってても上記容量以上であれば可とする
ただし寸法の違いは不可とする。